

県職交渉（R3確定③）概要

- 1 日時 令和3年11月29日（月）
- 2 場所 TKP広島本通駅前カンファレンスセンター会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議題 給与改定、両立支援、会計年度任用職員、失職特例条項

【参考】R3確定交渉③ 提案内容

- 国家公務員の給与に係る11月24日の閣議決定を踏まえ、人事委員会勧告の尊重及び職員間の公正の観点から、人事委員会勧告のとおり期末手当の改定を実施したい。
- 不妊治療休暇の日数については、令和4年1月から、現行の年6日から年10日へ拡大したい。
- 家族看護等休暇については、令和4年1月から、障害のある子については、予防接種又は健康診断に加え、在籍する学校等が臨時休業となった場合の世話、学校等の行事への出席について、満18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大する等したい。
- 非常勤職員については、令和4年4月から配偶者出産休暇を3日としたい。
- 一般国道西広島バイパスについて、①片道の通勤時間が10分以上短縮及び②迂回の範囲が利用しないで通勤した経路の $\pi/2$ の範囲内の要件を充たす場合、一般に利用し得る最短の経路として認めることとしたい。
- 失職特例条項の適用範囲について、公務遂行中においては、交通事故に限定することなく、過失による全ての事故を対象としたい。
- その他の課題等については、前回説明した内容等により、引き続き議論したい。

| 項目 | 組合主張 | 当局回答 |
|----------|---|---|
| 給与改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員間の公正とは具体的にどういうことか。 ○ 人勧尊重という考え方に基づきということではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国のように来年6月の実施となると、今年度末退職者や来年度入庁者間のアンバランスが生じる。 ○ はい。 |
| 両立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者手帳の交付を受けている子どもの色々な内容について、きちんと表を示して分かりやすく周知してくれ。 ○ 不妊治療休暇は、国が言う、頻繁な通院という理由に関わらず10日使えるということなのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 分かりやすく整理する。 ○ はい。 |
| 会計年度任用職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 病休の日数拡大について言ってきた。冒頭に提案はなかったが、どう検討していたのか。 ○ あれだけ実態を伝えて日数が拡大されなかったことは本当に残念だ。我々が聞いても公務災害への休暇を含めて理不尽だと思うことがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 諸状況を判断し、病休を使い切る前に休職発令を行うこともあり得る。こういうことも含め、不安を解消することが、まず我々の取り組めることと考えている。 ○ 本県は他県とは違い、現業業務の抜本見直しを他県に先駆けて行ったことや、他県の会計年度任用職員とは異なり危険な業務等々も行っていただいていることもあわせて人事委員会には要請したが、現時点では日数拡大は難しい。 |
| 失職特例条項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公務遂行中の事故とは具体的には何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に意図していなかったこと、予想していなかったことを指し、公務遂行中の案件として、事務手続きの不備や懈怠の案件も全て含まれている。 |